

大 槌 町



復興まちづくり懇談会

Ver1

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

災害危険区域の指定について…………… P 3～13

がけ地近接等危険住宅移転事業について…………… P14～19

町方地区(中心市街地)の復興まちづくり計画について…別冊

沢山地区(文教拠点)の復興まちづくり計画について……………別冊

4. 質疑応答

5. 閉 会

閉会后、地区ごとに個別の質疑に対応致します。

■大槌町復興まちづくり懇談会日程（町外）



	期 日	開催市町	場 所	開始時間
1	3月18日(月)	遠野市	遠野市市民センター 2階 中ホール	18:30
2	3月19日(火)	紫波町	紫波町総合体育館 2階 研修室	10:00
		盛岡市	盛岡市勤労福祉会館 5階 大ホール	14:00
3	3月21日(木)	花巻市	生涯学園都市会館(まなび学園) 3階 第2・第3中ホール	10:00
		北上市	北上市福祉総合センター 1階 ふれあいの間	14:00
4	3月22日(金)	釜石市	沿岸広域振興局 4階 大会議室	18:30

①災害危険区域の指定について

復興推進室（☎0193-42-8714）



災害危険区域に係る条例の制定について

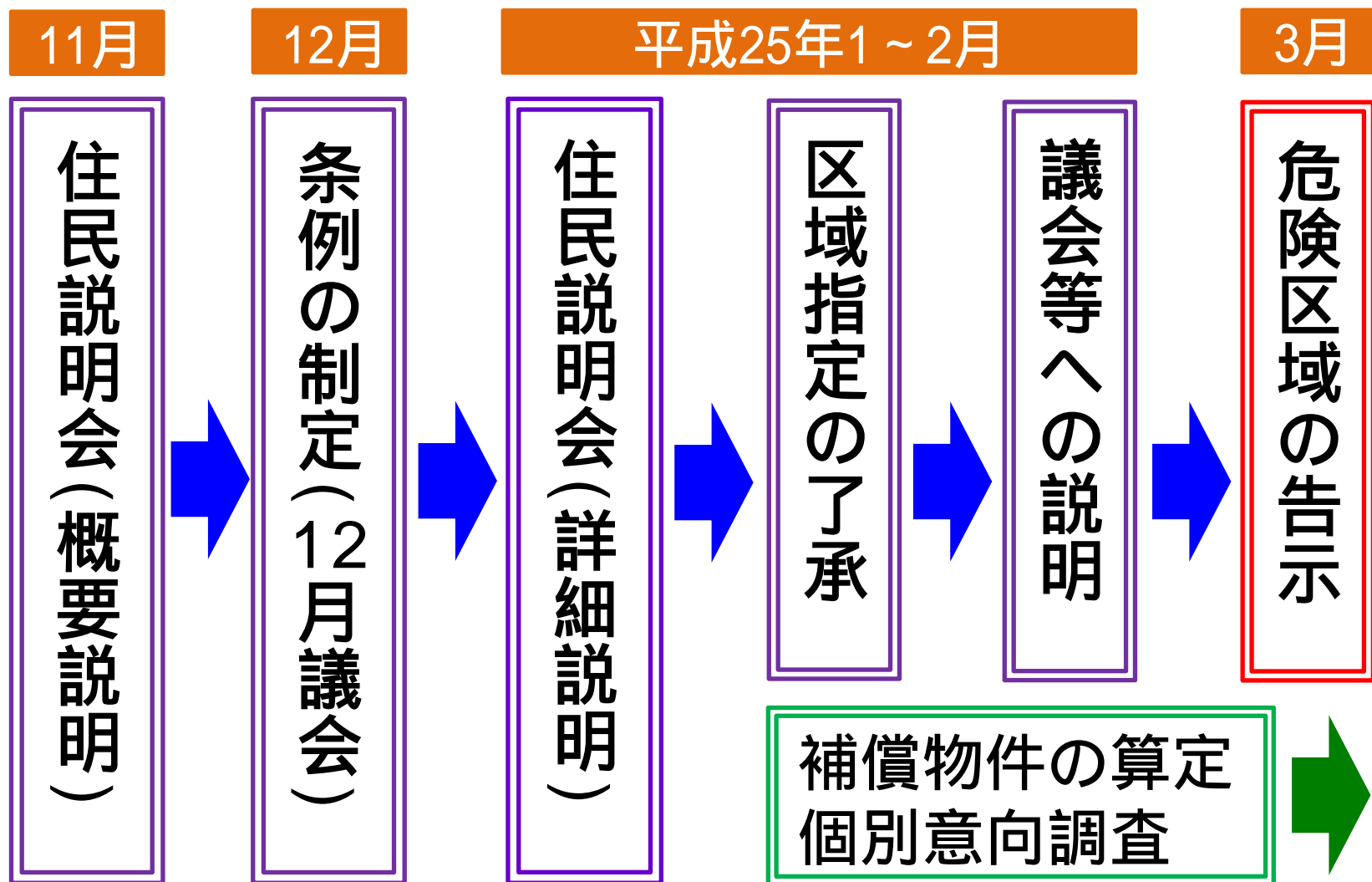
1．条例制定の趣旨（津波防災の基本的考え方）

大槌町を含む三陸沿岸は、過去数十年に一度は大きな津波に見舞われる津波常襲地帯です。将来においても今回をさらに上回る津波が来襲することは否定できません。

そういった状況の中、防潮堤など海岸保全施設を整備しても、今回の津波と同程度の過去最大クラスの津波による浸水が予想される区域の住宅は、建築基準法第39条第1項の規定に基づく**災害危険区域に指定をして、住宅の建築を制限するとともに、防災集団移転促進事業等を利用して、津波浸水が予想されない安全な高台等への移転を基本とします。**

災害危険区域に係る条例の制定について

2. これまでの経過

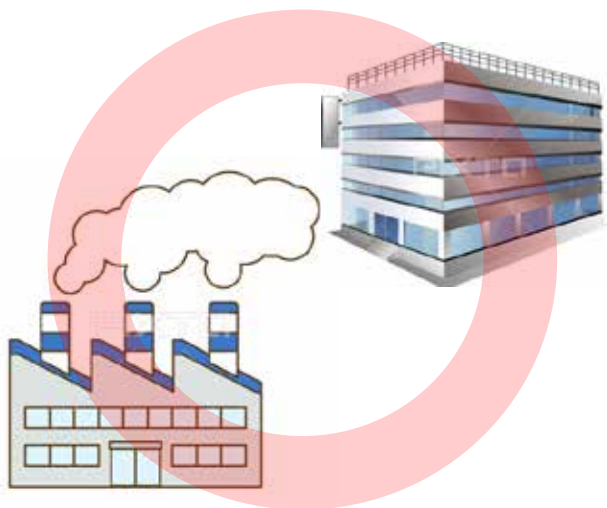


災害危険区域に係る条例の制定について

3 . 建築制限について

災害危険区域では、「**住居の用に供する建築物**」の建築を**禁止**します。住居の用に供する建築物とは、**住宅、アパート等の共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿及び寮**などです。

会社や工場等の人が居住しない建築物は対象外となります。



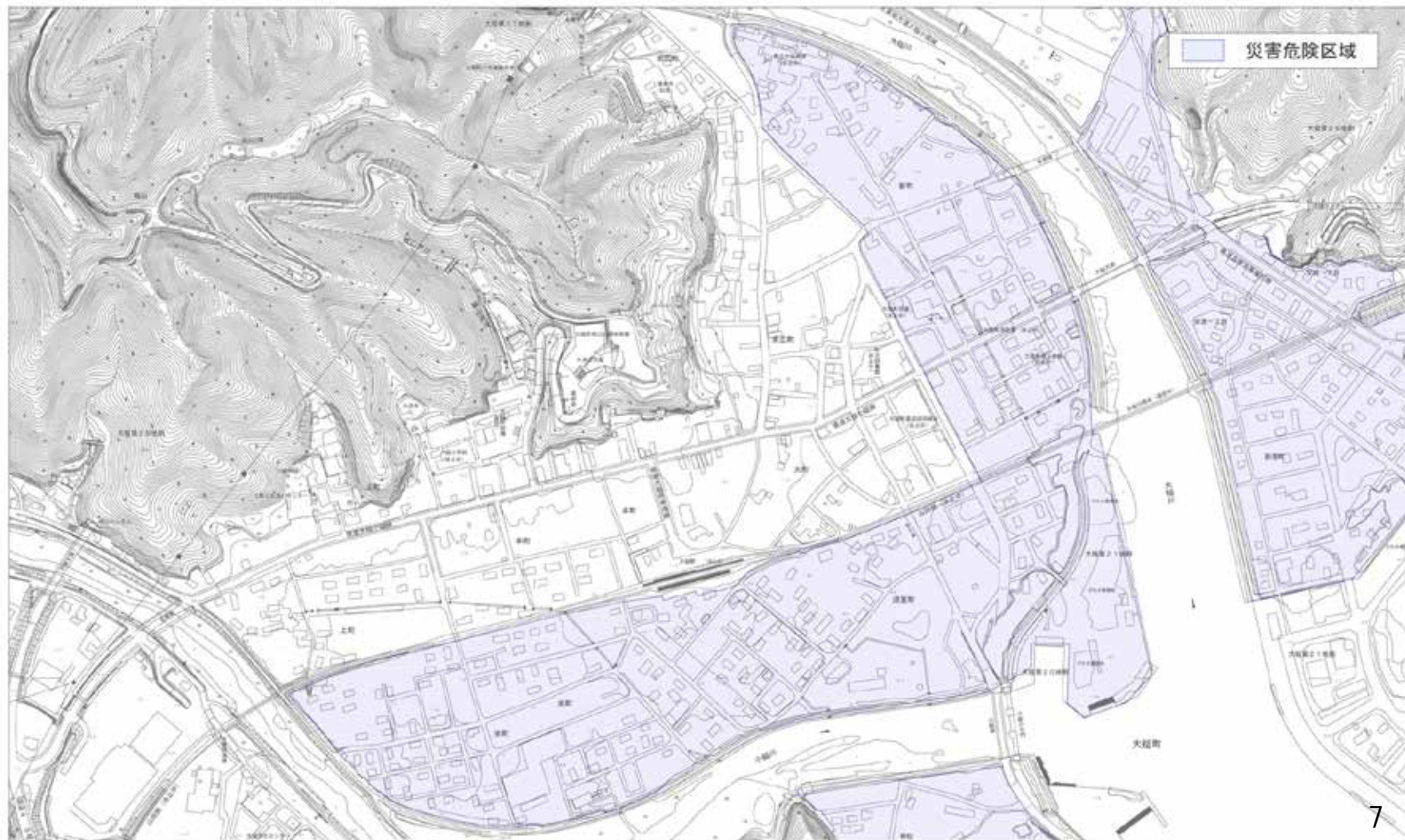
会社や工場等の人が居住しない建物は建築可能



住宅やアパート等の人が居住する建物は建築禁止

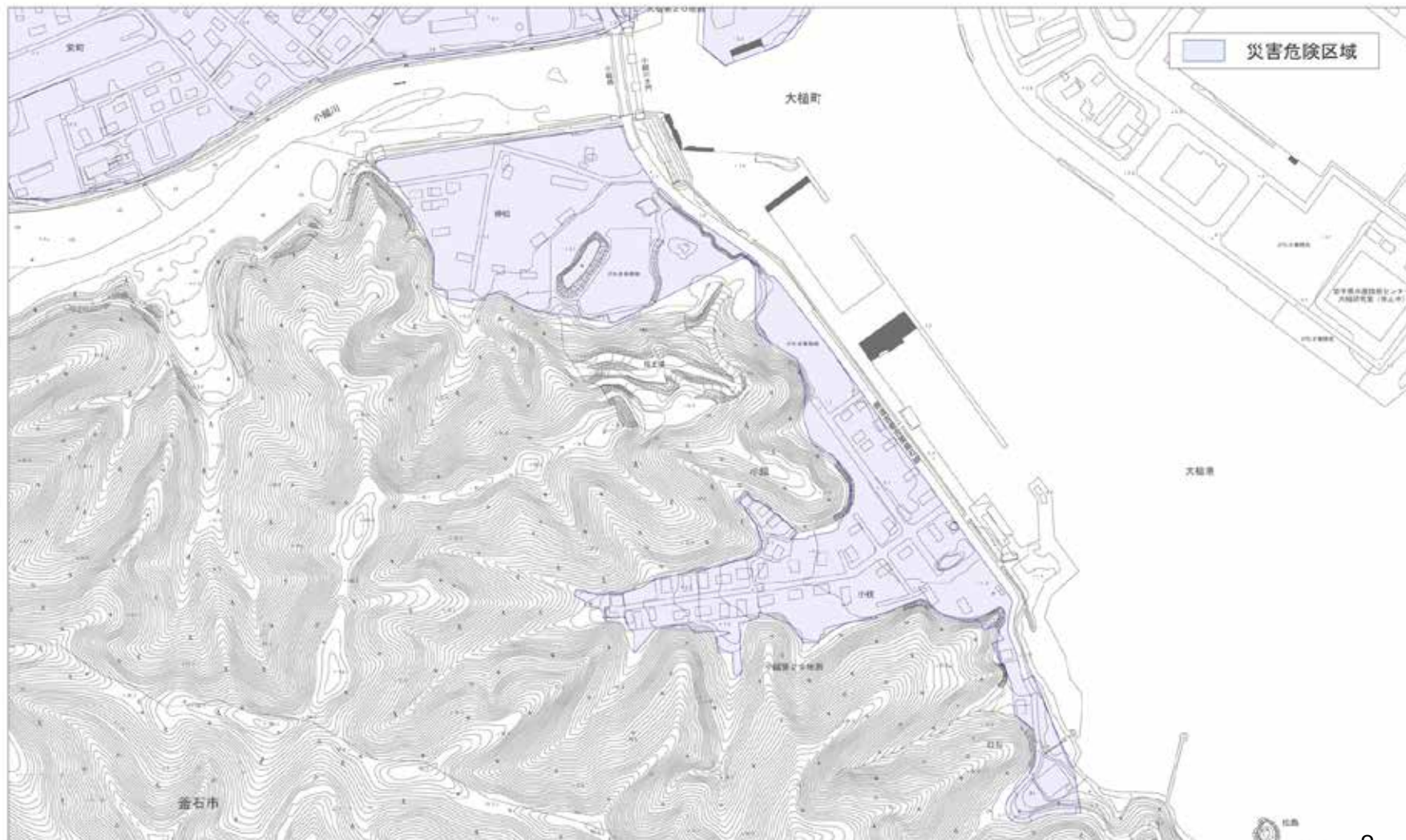
災害危険区域の指定について

4 . 区域の指定について（平成25年3月1日告示） 町方地区



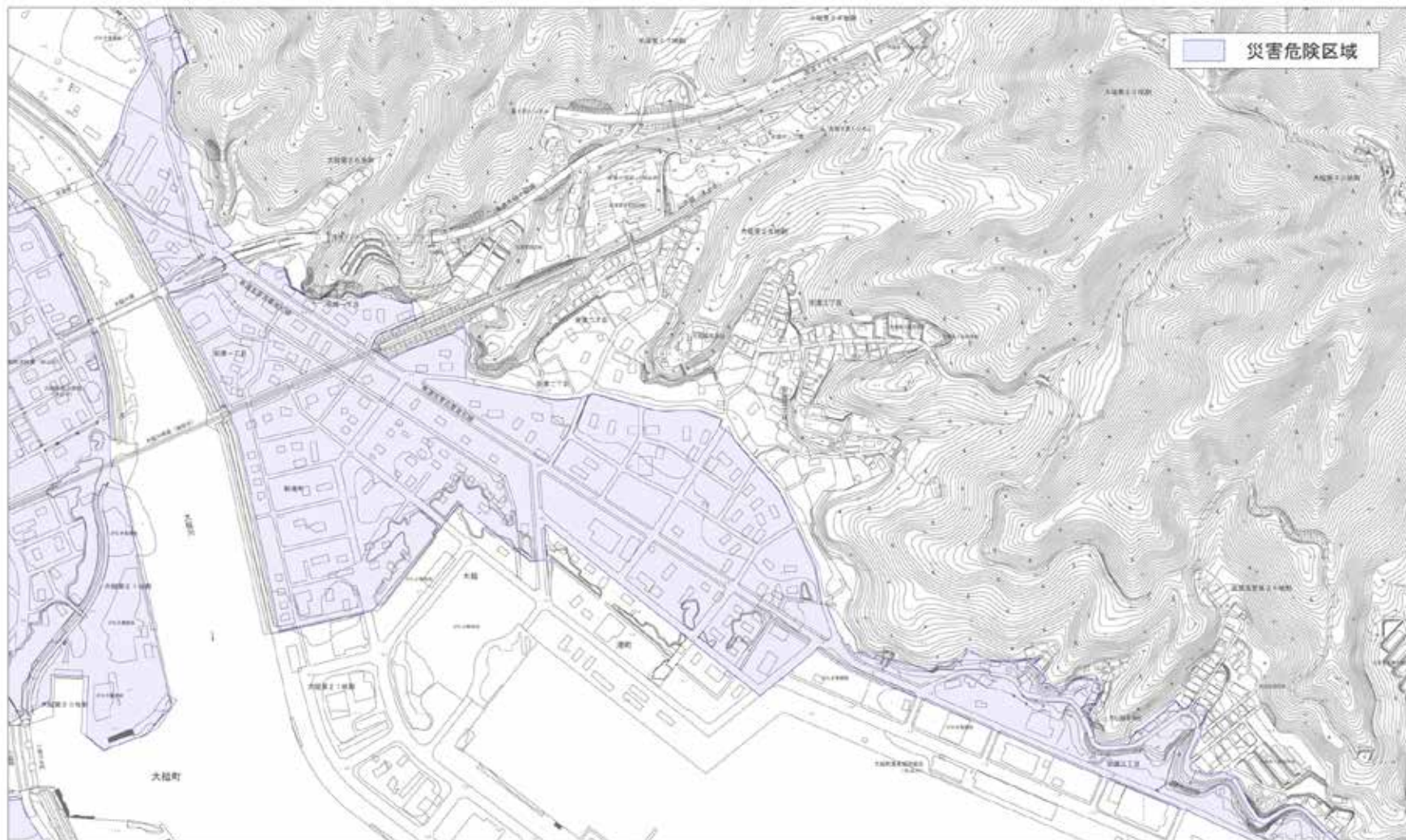
災害危険区域の指定について

小枕・伸松地区



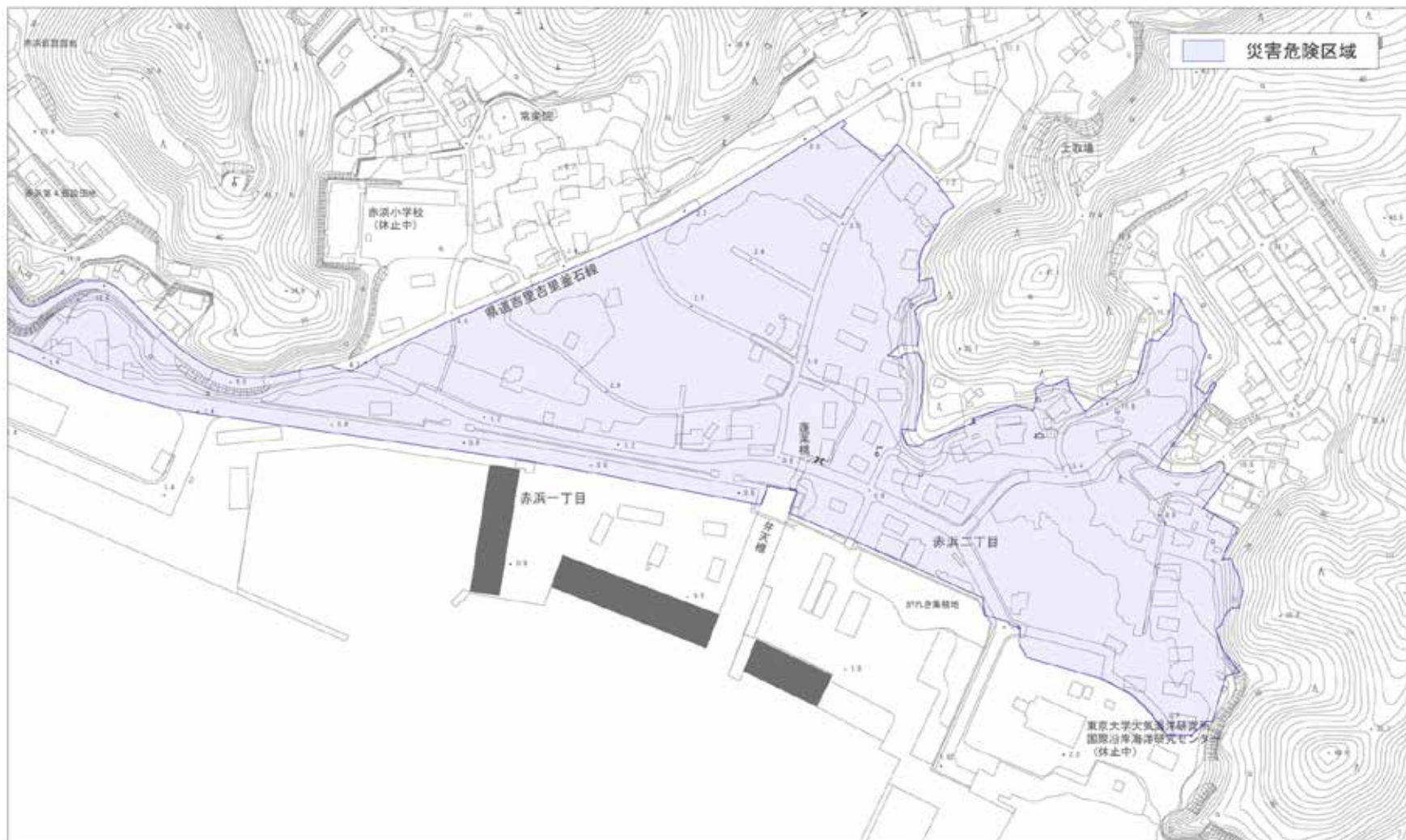
災害危険区域の指定について

安渡地区



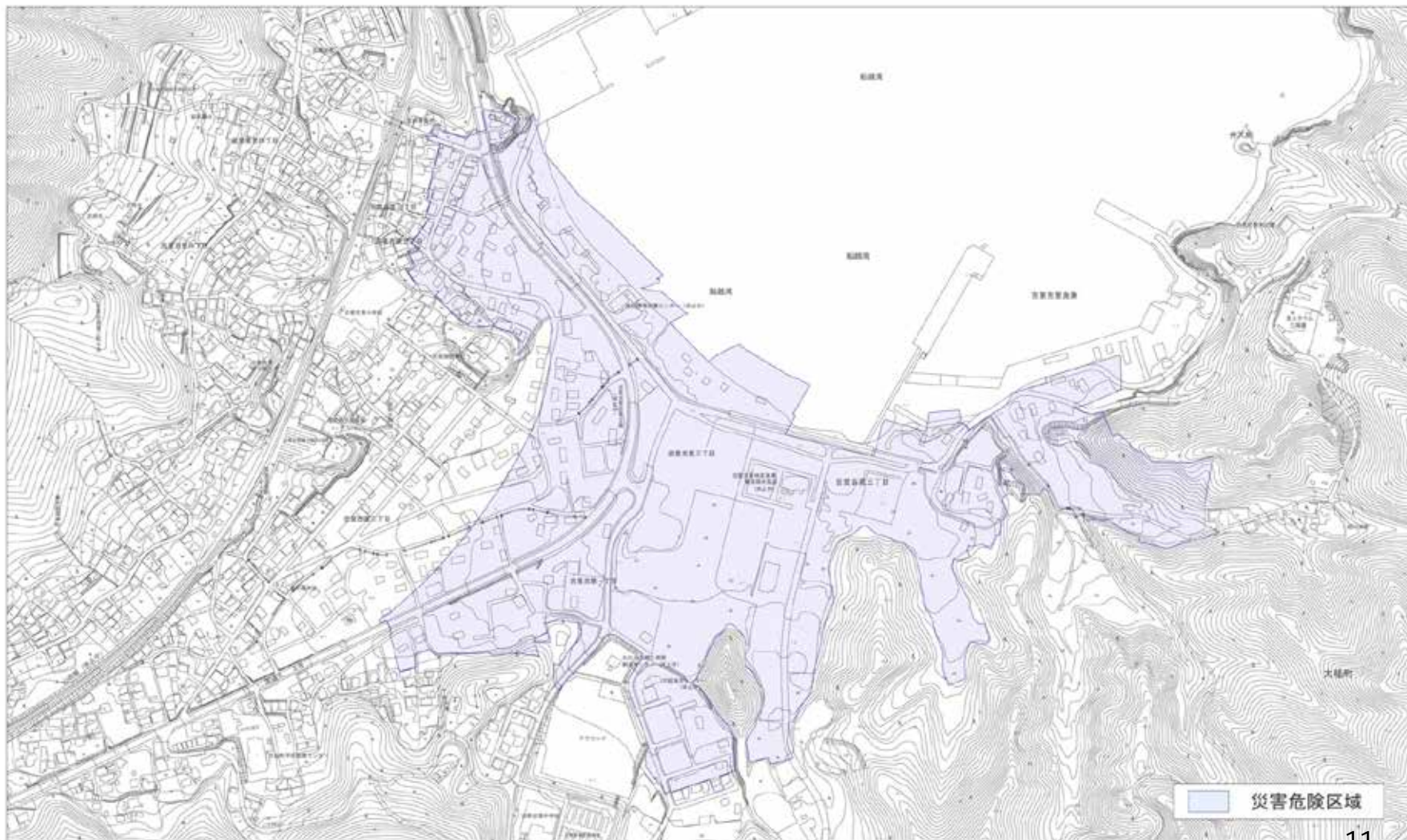
災害危険区域の指定について

赤浜地区



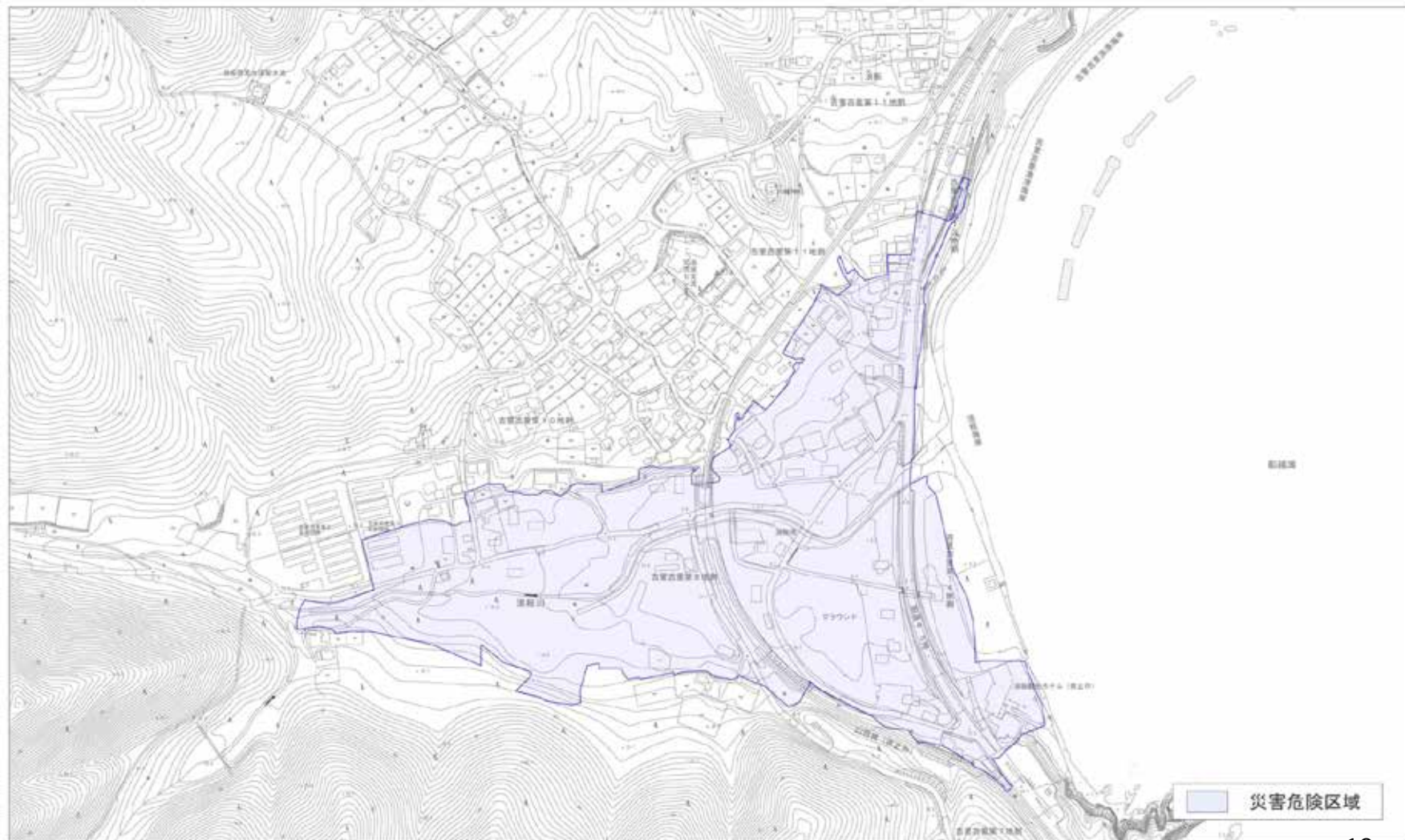
災害危険区域の指定について

吉里吉里地区



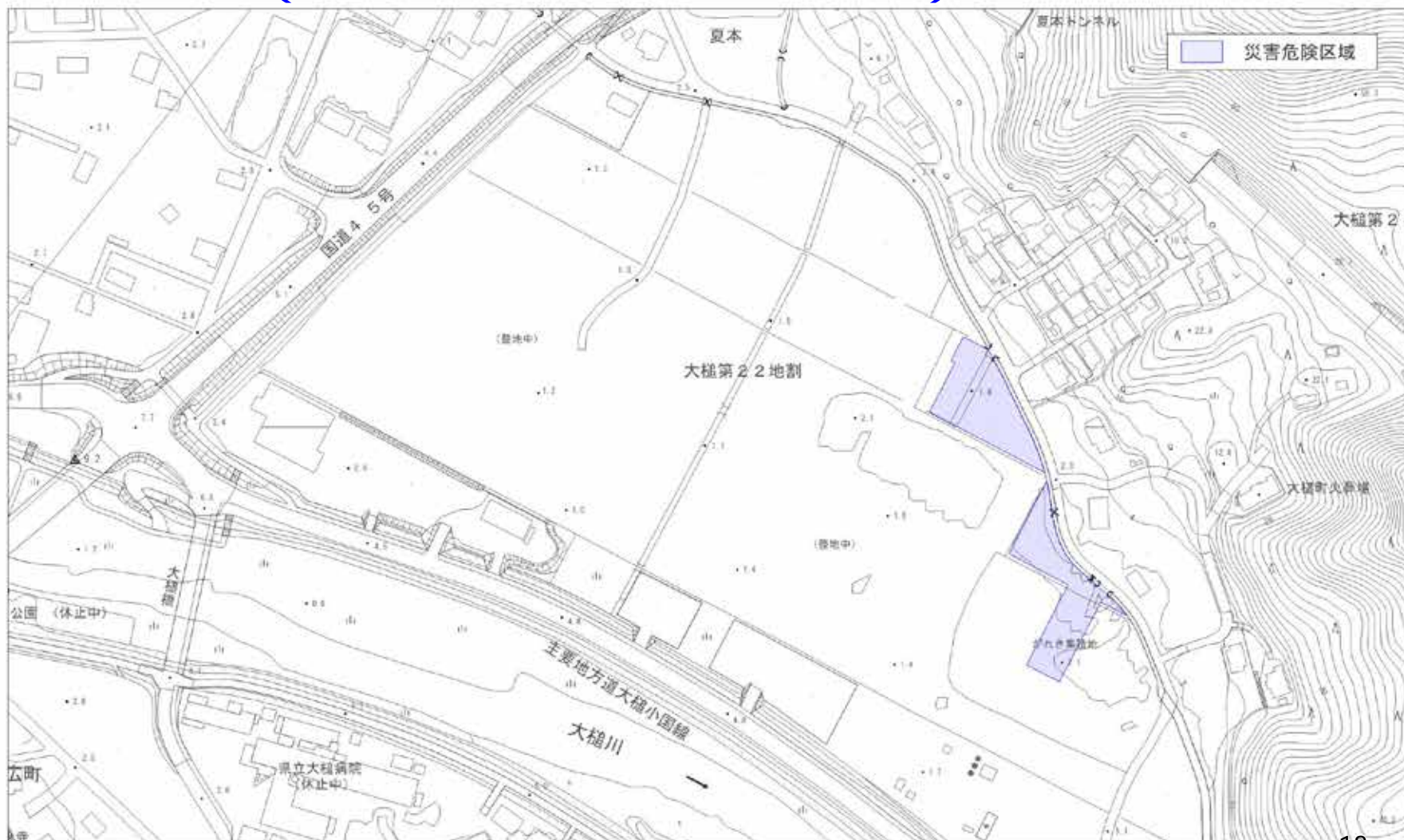
災害危険区域の指定について

浪板地区



災害危険区域の指定について

沢山地区（平成25年3月11日告示）



②がけ地近接等危険住宅移転 事業について

管理用地課 庶務管理班（☎0193-42-8719）



がけ地近接等危険住宅移転事業

重要

災害危険区域の指定により、個人の土地に移転し、住宅を再建する場合でも利子補給の対象になります。

町が整備した団地へ移転



防災集団移転促進事業の
利子補給制度を利用

町が整備した高台へ移転し、住宅を再建する場合

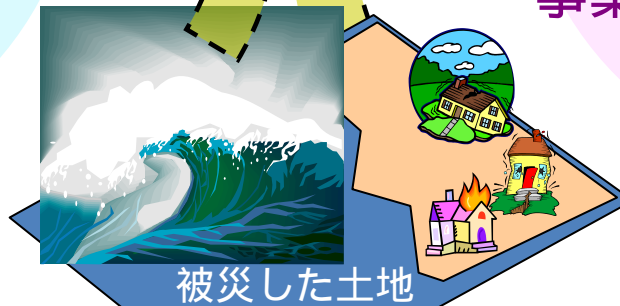
個人の土地へ移転



がけ地近接等危険住宅移転
事業の利子補給制度を利用

個別に所有または取得する個人の土地に住宅を再建する場合

移転先は町内に限る



被災した土地

災害危険区域の指定

防災集団移転促進事業と同様にがけ地近接等危険住宅移転事業でも引越補助があります。

がけ地近接等危険住宅移転事業

1 . 事業概要

町が整備した高台への集団移転ではなく、個別に取得または所有している個人の土地に移転される方に対し、利子補給及び移転に係る費用（引越補助等）の補助金を交付します。

2 . 補助要件（以下の条件を全てを満たすこと）

東日本大震災時（平成23年3月11日時点）に災害危険区域内に居住されていた方。 P5～P11の図面参照

町からの交付決定前に、各種契約、工事着工、引越を行っていない方。

町内の災害危険区域外の土地に移転する方。

がけ地近接等危険住宅移転事業

3 . 補助の内容

利子補給

土地の取得や住宅の建設のために住宅ローンを活用する際には、利子相当額の助成があります(補助限度年利8.5%)

【上限額】

住宅建設資金の借入:利子相当額	444万円
土地購入資金の借入:利子相当額	206万円
土地造成費の借入	:利子相当額 58万円

引越費用

【上限額】 78万円

撤去費、動産移転費、仮住居費等も含む

がけ地近接等危険住宅移転事業

4 . 申請にあたっての留意点

申請される前に、必ず下記までご相談願います (申請する際の提出書類が多くなります)。

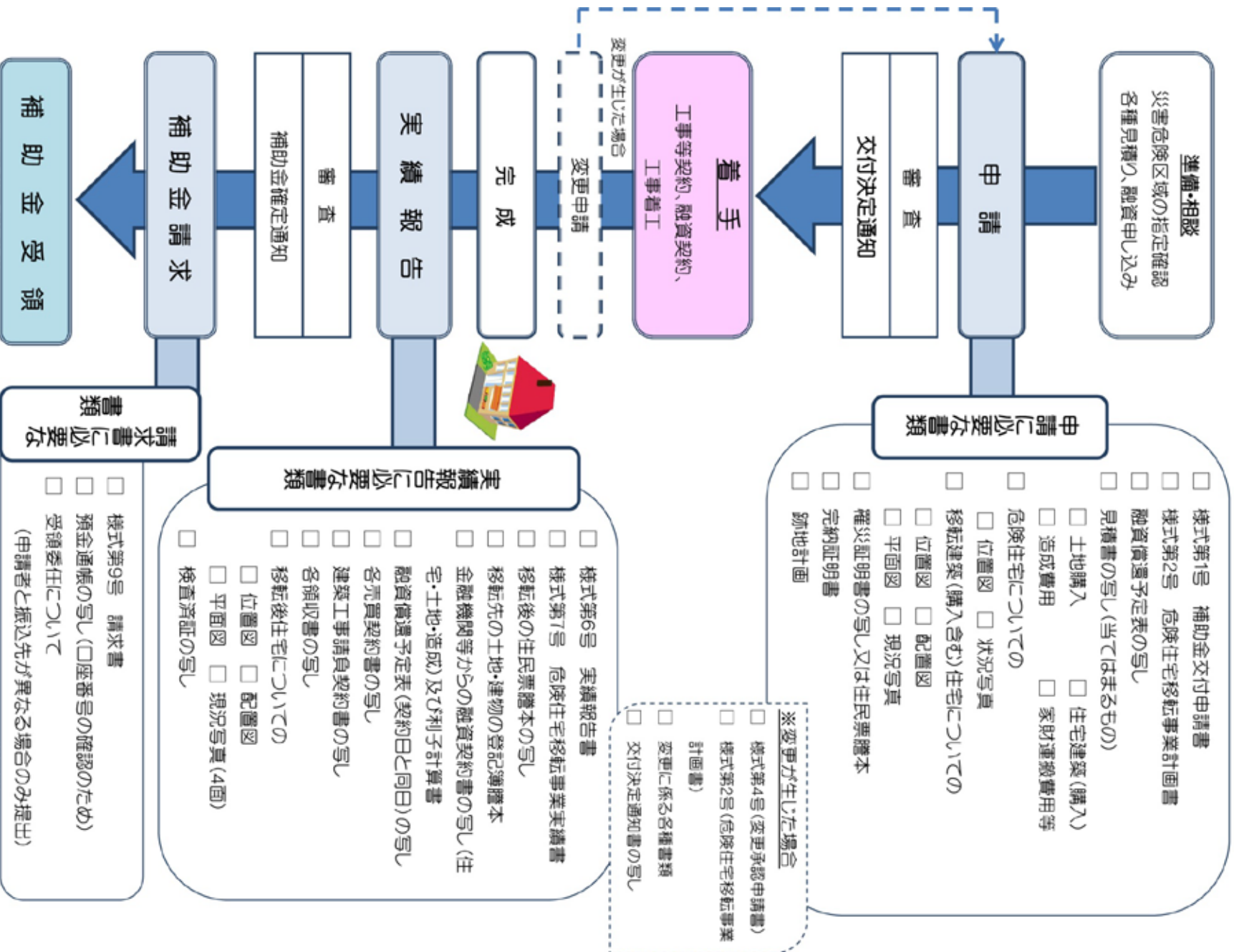
災害危険区域の指定(告示)が前提条件となります。災害危険区域の指定前に遡及することはできません。

町に申請して頂き、「交付決定」後に各種契約や着工をして頂きます。すでに契約している場合は、対象外となります。

5 . 申し込み・問い合わせ先

管理用地課庶務管理班 ☎0193 - 42 - 8719

大槌町がけ地近接等危険住宅移転事業（個別移転）の手続き



③町方地区（中心市街地）の復興まちづくり計画について

【別冊】

都市整備課 区画整理班（☎0193-42-8723）



④ 沢山地区（文教拠点）の復興まちづくり計画について

【別冊】

都市整備課 区画整理班（☎0193-42-8723）

